

平成27年12月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要

日時 平成27年12月18日(金) 開会 午前10時 4分
閉会 午前11時35分

場所 第8委員会室

出席委員 木下高志委員長
安藤友貴副委員長
松澤正委員、神谷大輔委員、日下部伸三委員、小久保憲一委員、立石泰広委員、
小島信昭委員、木村勇夫委員、吉田芳朝委員、大嶋和浩委員、蒲生徳明委員、
金子正江委員

欠席委員 なし

説明者 [危機管理防災部]
小島敏幸危機管理防災部長、上原満危機管理防災部副部長、
加藤信次危機管理課長、澁澤陽平消防防災課長、
普家俊哉危機管理課危機対策幹
[都市整備部]
杉野勝也都市整備副部長、諏訪修之都市整備副部長、
村田暁俊都市整備政策課長、吉岡博之都市計画課長、木崎秀夫市街地整備課長、
和栗肇公園スタジアム課長、五味昭一建築安全課長、清水敏男設備課長
[教育局]
加賀谷貴彦保健体育課長、無川禎久財務課主幹

会議に付した事件

災害に強いまちづくり・地域づくりについて

金子委員

- 1 内水ハザードマップと既に自治体で作成されている洪水ハザードマップの関係について伺う。
- 2 内水ハザードマップをどのように活用しているのか。
- 3 精度を上げるための更なる技術的支援とはどのようなものか。

都市計画課長

- 1 ハザードマップの見やすさなどを考慮し、市町村によっては内水ハザードマップと洪水ハザードマップを一緒に作成しているところもある。ちなみに越谷市は別々に作成している。
- 2 現在作成済みの市町村はマップの配布やホームページで公表しているが、今後も印刷物での配布を促していく。ちなみに、地域の防災訓練などに内水ハザードマップを活用した自治体数は18市ある。
- 3 当初は早く作成することを優先として簡易的手法での作成を提案し支援した。今後は、水理解析などにより精度の高いマップへの見直しをする市町村へ技術的な支援をしていく。

金子委員

下水道の排水能力の向上について、減災の視点から県はどのように支援するのか。

都市計画課長

下水道整備は污水優先で取り組んできたが、雨水対策も急ぐ必要がある。また、11月の下水道法改正により雨水対策だけの整備が可能となった。市町村がこの制度を活用する場合の計画作成を支援していく。

日下部委員

- 1 土砂災害のハザードマップにおいて、危険性の高いところに家を建てさせないように、県として市町村に指導できるのか。また、乱開発により農地が宅地化し、道路が舗装されることで、内水被害などが発生している。乱開発を抑えることができないのか。
- 2 幅員の広い道路を整備して延焼防止を講じるよう、県として市町村に指導できるのか。
- 3 雨水側溝の処理能力の基準を、県で引き上げることができないのか。

都市計画課長

- 1 土砂災害防止法の特別警戒区域では、分譲住宅や福祉・医療施設、幼稚園等の特定の開発行為については、土砂災害防止法の許可が必要であり、十分な安全対策を講じることが必要である。また、その他の開発行為についても、国の通知を受けて、市町村を通じ指定区域内での災害の危険性を開発者に伝えている。
また、第7回都市計画見直しにより、災害のおそれがある地区を市街化調整区域に指定するなどの対応を行っていく。

市街地整備課長

- 2 県内では土地区画整理事業が439地区で完了し、現在124地区で施行中である。土地区画整理事業により延焼防止に寄与する道路、公園等が整備された街ができています。県ではこの事業を促進するため、市町村や組合に対して技術的支援や補助金等の交付を行っている。

都市計画課長

- 3 道路は県土整備部の所管となるが、例えば下水道では、現計画の時間雨量50mmに対応した整備を急ぎ取り組んでいく。

日下部委員

- 1 警戒区域では、幼稚園や学校に対する規制を実施していることは分かったが、個々の住宅に対する規制はないのか。
- 2 雨水側溝の処理基準を、開発基準として例えば時間雨量80mmに対応させることができないのか。

都市計画課長

- 1 土砂災害防止法改正は、住民に対して危険性を知らせ、市町村に対しては避難対策の検討を促すものである。開発行為における対応についても、市町村に対し、機会を捉えて周知している。
- 2 下水道計画は、河川整備計画との整合を図りながら策定しており、下水道の基準だけを変えることはできない。道路側溝については県土整備部に伝える。

建築安全課長

- 1 特別警戒区域については、建築基準法において建物の構造基準が強化され、建築確認申請における審査対象となっている。また、不動産の取引等を行う場合に宅地建物取引業法において重要事項説明が必要となる。

日下部委員

県は市町村が認めた開発に対して、「ノー」とは言えないのか。

都市計画課長

乱開発を防ぐ制度として、線引き制度や開発許可制度、土砂災害区域指定の制度などがある。これらを適切に運用していく。

蒲生委員

- 1 イツモ防災事業について、講座の受講者数はどのくらいか。
- 2 講座の申込み方法について伺いたい。
- 3 女性消防団員について、PR活動に女性が活躍することは良いことだと思っているが、団員の方に聞いたところ、大会に出掛けるときなどの交通費が自費の場合もあるため、積立てをしているとのことだった。何らかの支援策はないか。

危機管理課長

- 1 イツモ防災講座は、市町村等に対し防災を分かりやすく伝える講師を養成するもので

ある。基礎研修は8月から9月にかけて計4回実施し、144名が受講した。フォローアップ研修は1回実施しており、基礎研修を受けた方を対象とし、講師が講座を実施してどのような反省点があったかをお互いに情報共有するものである。イベント研修とは、実際にイベント会場で講師として講座を実施していただくもので、コープみらいのイベントでは17名に参加いただいた。

- 2 144名の基礎研修を受講した講師は、県からそれなりに知識のある方として自主防災組織リーダー指導員や市町村防災担当者の方などにピンポイントで募集を行った。また、イツモ防災の内容は、県で実施する出前講座へも反映させている。なお、イツモ防災の資料は、ホームページにて誰でもダウンロードできるようにしている。

消防防災課長

- 3 消防団員は市町村の非常勤特別職の公務員であり、大会への参加の服務上の取扱いにより異なる。大会への参加が職務命令であれば旅費が支給されるが、任意の研修的なものであれば交通費は自己負担となる。この取扱いは、我々一般職の公務員と同様である。なお、2年に1度開催されている全国女性消防操法大会に県の代表として参加する消防団に対しては、埼玉県消防協会から激励祝金として30万円を贈呈している。

蒲生委員

30万円の激励祝金はいくつの消防団に対し、いくらずつ渡すのか、内訳を教えてください。

消防防災課長

埼玉県の代表として参加する1消防団に対してのものである。今年度は鴻巣市消防団が埼玉県代表として参加し、埼玉県消防協会から30万円が贈呈された。

蒲生委員

任意の研修といっても、現実にはなかなか断れないという事情もある。何らかの支援はできないのか。

消防防災課長

全国大会に参加することにより、良い刺激を受け、消防団員の資質の向上につながることも期待できる。本県は消防団事務担当者会議を設けており、消防団事務を担当する市町村、消防本部と良好な関係を築いている。こうした会議の中で、大会参加に当たったの配慮を働き掛けていきたい。

松澤委員

- 1 県営公園の防災強化について、みさと公園と和光樹林公園の間の距離が長すぎる。公園間に県営公園があるか分からないがどう考えるか。
- 2 市町村公園における「かまどベンチ」などの整備に対して、県として支援できないのか。
- 3 防災拠点活用塾は、38校以外の高校で開催できないのか。

公園スタジアム課長

- 1 みさと公園と和光樹林公園の間には県営戸田公園があるが、ほとんどが水辺空間のた

め整備が困難な状況である。

- 2 県として市町村の公園整備への補助は難しい。

設備課長

- 3 防災拠点活用塾では、防災拠点施設として整備した高校において、非常用発電機や浄水装置などの取扱いを説明している。未整備高校での実施は想定していない。

松澤委員

- 1 県として市町村公園に対する防災設備や備品の整備のための補助はないのか。
- 2 防災拠点校38校以外の指定について、教育局と協議していく考えはないのか。

公園スタジアム課長

- 1 市町村公園に対する防災設備、備品整備への県費による補助はない。県としては、まずは県営公園において、整備した7公園の防災訓練などの状況を見ながら他公園の整備について検討していく。

市街地整備課長

- 1 県の補助ではないが、平成26年度に鴻巣市では国の都市防災総合推進事業を活用して小学校4校にマンホールトイレを設置している。平成28年度に、同事業を活用して公園にかまどベンチやマンホールトイレの設置を予定している市もあるので、県では採択されるよう国に働き掛けていく。また、この補助制度を広く市町村にPRして防災施設の整備を促進させたい。

消防防災課長

- 2 防災拠点校の指定に当たっては、当時、食堂や合宿所などがある学校を防災拠点校として設定したと聞いている。既存設備の有効活用を図るという考え方である。このほかにも、市町村が避難所や避難場所として多くの施設を防災拠点施設に指定し、災害に備えている。また、県では5か所の防災基地などで水や食料などを備蓄している。今後も市町村と協力しながら、しっかりと災害対応ができるようにしていく。

神谷委員

- 1 国有地の利活用について、国と協議をしているか。
- 2 消防団においてサラリーマンの団員が増えているとのことだが、自治体によっては昼夜の人口がかなり異なっている。資料に充足率の向上と記述されているが、消防団員が仲間を探しているのが実態で、悩みでもある。県としてどのように取り組んでいくのか。

消防防災課長

- 1 国有地の空地の活用については、大規模災害時の救援部隊の進出拠点としての活用等について調整が図られており、例えば、国営武蔵丘陵森林公園は国土交通省のTEC-FORCEの集結拠点とされている。県としても国の情報をしっかりと捉えて対応していく。
- 2 平成26年の数字だが、消防団員にサラリーマンが占める割合は全国的に見ると72%、本県は60%で少ない方から7番目である。こうした状況に対応するため、例えば、三芳町では機能別団員の制度を導入した。三芳町では、かつて消防団員だった方で分団をつくり、日中又は大規模災害時のみに絞って活動をしていただくこととしている。

また、戸田市では今年度から学生や女性による機能別分団を設けるなどの対応をしている。地域差はあるものの常備消防の充実が図られてきたため、日常の火災については対応できているが、大規模災害時における避難誘導等には消防団の力が必要である。県は消防団の役割や必要性を県民に広くPRし、個々の団員の勧誘は市町村にお願いするとうように役割分担をして消防団の充足率の向上に取り組んでいきたい。

小久保委員

- 1 ハザードマップは何種類あるのか。
- 2 それらのハザードマップをまとめることはできないのか。
- 3 東松山県土整備事務所の土砂災害危険箇所マップを見ると、ときがわ町が合併前の都幾川村、玉川村の名前そのままであるが問題ないのか。

危機管理課長

- 1 地震、津波、洪水、土砂災害、内水の5種類がある。
- 2 5種類のハザードマップは、それぞれの法律に基づいて作成している。まとめて見られるように、ホームページのリンク設定などを工夫できるのではないかと考える。

消防防災課長

- 3 都幾川村と玉川村が平成18年2月1日に合併してときがわ町になったことは承知している。このマップは、土砂災害危険箇所の調査時点の地図であり、表記もそのままになっている。土砂災害危険箇所マップを作成した県土整備部に相談し、早期に対応したい。

立石委員

川口金山町12番地地区第一種市街地再開発事業に対して、県はどのような支援をしているのか。

市街地整備課長

事業認可手続や事業推進に当たっての技術的助言等を行った。また、事業費においては補助金を支出している。

立石委員

県はどのくらい補助をしているのか、金額と補助金の名称を教えてください。

市街地整備課長

補助の割合は、国が1/3、市が2/9、県が1/9で、全体の2/3を組合に補助している。県の補助事業費名は市街地再開発促進費補助であり、建物除却費、調査設計費及び建物の共有部分の整備費の一部の補助を行った。補助金額は約4億1,700万円である。なお、市街地再開発事業の事業費は約144億円である。

立石委員

優良建築物等整備事業への県費補助はなくなったが、この市街地再開発促進費補助は今後も続くのか。

市街地整備課長

優良建築物等整備事業は事業認可も不要な民間の開発事業であるので、平成15年度をもって終了した。市街地再開発促進費補助は今後も続くとまでは言えないが、今後事業を予定している地区からも要望があがっている。

大嶋委員

今年度中に物流団地と協定を結ぶとの新聞報道があったが、状況はどうか。

消防防災課長

災害時応援物流団地は、大規模災害時に在庫物資の有償提供や救援物資の保管などをお願いするものである。年度当初から鋭意協議を進めており、既に2か所から協定締結の内諾を得ている。熊谷流通センターとも現在協議中であり、少しでも多くの物流団地と協定を締結したいと考えている。1月ないし2月には、協定を締結したいと考えている。

小島委員

- 1 小久保委員が指摘した東松山県土整備事務所の土砂災害危険箇所マップは、平成18年に作ったままのものか。
- 2 緊急輸送道路の強度は確認しているか。
- 3 県営公園の防災強化について、県南東部の被害が多いとされているにもかかわらず、整備が抜けている。7公園を選定した基準は何か。
- 4 消防無線のデジタル化が進んでいるが、消防団員に渡される無線機の貸与の状況はどうかになっているのか。

消防防災課長

- 1 土砂災害危険箇所マップは平成18年時点のものである。これを基に土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの作成を進めている。
- 2 県土整備部からは、「橋りょうについては、設計時に照査を行い液状化対策が必要な場合、周辺の地盤を強固に改良するなど対策を行っている。液状化による道路の段差やひび割れなどの被害は、碎石やアスファルトなど一般的な材料や建設機械により、短い期間で応急復旧が可能である」と聞いている。
- 4 国による消防団の装備基準の改正や消防救急無線のデジタル化により、従来配備されていたアナログ受令機ではなく、デジタル携帯無線機への移行が進められている。しかし、デジタル携帯無線機は、価格が高価であることが整備の大きなハードルとなっている。デジタル無線機をはじめ消防団の装備については、交付税措置がなされていることから、県として補助を行うことは考えていないが、実態に見合った額が措置されるよう交付税単価の引き上げを国に要望していく。

公園スタジアム課長

- 3 首都直下地震を想定して、県南東部県境からおおむね20kmの範囲を設定した。その範囲に県営公園は15公園あるが、このうち先行して、県の防災活動拠点に指定されていること、避難地に指定されていること、市街地に位置していることに該当する7公園を選定した。

小島委員

- 1 平成18年のマップが引き続き公表されていることはおかしい。随時見直すべきではないのか。
- 2 液状化の可能性がある道路など危険箇所はあらかじめ把握しておくべきではないか。
- 3 県民の安全と利便性を考え、適当な県営公園がなければ、それに相当する防災機能の整備を市町村に働き掛けるべきではないのか。

危機管理防災部長

- 1 土砂災害危険箇所マップは、危険を知らせるためのものである。地図も本来は新しいものにするべきである。県民の皆さんにとって分かりやすい地図にするため、県土整備部とすぐに協議したい。
- 2 建物倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぐだけでなく、道路そのものの対応も重要なことである。県土整備部と連携し、対応していく。
- 3 防災機能の整備については、県の施設がない場合は市町村に対しても独自に防災施設・備品の充実を図るよう働き掛けていきたい。「ここまでが自分の仕事」でなく、横串を通すことが大事であるため、庁内各部局に働き掛けていく。